

～空き家と一緒に農地を「売りたい」方へ～

農地法第3条の下限面積を引き下げました。

朝倉市農業委員会は、平成28年10月1日より、「朝倉市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地」を空き家とともに取得する場合であって、各種条件※¹を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1アールまで引き下げます。売買が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることによって、定住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。

※1 主な条件は、

- ・適用を受ける農地のすべて又は一部が遊休農地であること
- ・適用を受ける農地に付属した空き家は、朝倉市空き家バンクに登録されていること

1. 『空き家に付属した農地の指定申請書』を農業委員会に提出（農地所有者）
↓
2. 翌月の農業委員会総会において、適用する農地か否かの判断をし、公示
↓
3. 農地所有者へ判断結果の通知
↓
4. 農地法第3条許可申請書※²を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得者）
↓
5. 翌月の農業委員会総会において、審議し許可書発行

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をする方が、次の要件※³を満たす必要があります。

- ・耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること
（この要件が1アールまで引き下げられます。）
- ・取得する農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと



※3 詳細については朝倉市農業委員会事務局へお尋ねください。

《お問い合わせ先》

- 朝倉市空き家に付属した農地に関すること 朝倉市農業委員会事務局
(0946-22-1111 代表)
- 朝倉市空き家バンクに関すること 朝倉市役所 ふるさと課
(0946-22-1111 代表)